

データ処理契約

本データ処理契約（以下「**本 DPA**」といいます。）は、効力発生日付けでお客様と UiPath（以下に定義され、それぞれ「**当事者**」といい、総称して「**当事者ら**」といいます。）との間で締結されます。本 DPA に署名することにより、署名した者はお客様を法的に拘束する資格を有することを表明します。

1. **定義** 本 DPA において定義される用語は、以下に定める意味を有するものとします。
 - a. 「**関係会社**」とは、直接又は間接的に、当事者を支配するか、当事者により支配されるか、又は当事者と共通の支配下にある企業等をいいます。この場合、「**支配**」とは、当事者の議決権若しくは持分の 50%超を直接若しくは間接的に支配すること、又はかかる当事者の経営及び／若しくは事業戦略を指示し、若しくは指示させる権限をいいます。
 - b. 「**適用あるデータ保護法令**」とは、あらゆる適用あるデータ保護及びプライバシー関連法をいい、該当する場合は、個人データ保護に関する規則（EU）2016/679（以下「**GDPR**」といいます。）及びデータ保護の領域において当事者らの間で締結される契約に適用されるその他の法律を含みます。
 - c. 「**本クラウドサービス**」とは、場合により、主契約に基づき、処理者が管理するホスト環境において処理者が管理者に提供するソフトウェア、製品又はサービスをいい、それにより管理者から処理者に対し電子的又は物理的通信手段を通じて個人データの移転が行われるものをいいます。
 - d. 「**お客様**」とは、本 DPA に署名する管理者で、(i)有効に締結されたライセンス契約上の UiPath の顧客又は(ii)有効に締結されたパートナー契約上の UiPath のパートナーのいずれかをいいます。
 - e. 「**管理者**」、「**処理者**」、「**データ主体**」、「**処理**」及び「**監督機関**」は、GDPR で定められる意味を有するものとします。
 - f. 「**データ主体**」とは、GDPR で定められる意味を有するものとし、本 DPA においては、本 DPA に基づきその個人データが管理者から処理者に対し適法に移転されるデータ主体をいいます。
 - g. 「**インシデント**」とは、本 DPA の目的のために処理者によって送信、保存その他の処理がなされたお客様の個人データに対する偶発的又は違法な破壊、滅失、変更、許可されていない開示又はアクセスをもたらす確認されたセキュリティ侵害をいいます。
 - h. 「**主契約**」とは、管理者と処理者の間で締結された契約で、本 DPA により企図される個人データ処理の基礎をなすものをいいます。
 - i. 「**個人データ**」とは、GDPR で定められる意味を有するものとし、本 DPA においては、本 DPA に基づき管理者から処理者に対し移転され、処理者によって処理される個人データをいいます。
 - j. 「**SCC**」とは、2021 年 6 月 4 日付け欧州委員会実施決定（EU）2021/914 によって承認された欧州議会及び欧州理事会の EU 規則 2016/679 に基づく第三国への個人データの移転に係る標準契約条項（<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021D0914&from=EN> 又は後継ウェブサイトにおいて閲覧可能なもの）をいいます。
 - k. 「**復処理者**」とは、個人データ処理を処理者に代わって行う、処理者により任命された第三者委託先をいい、トラスト・ポータル又は後継ウェブサイトにおいて入手可能な復処理者一覧（https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/UiPath_Sub-processors.pdf）に掲載されます。
 - l. 「**第三国**」とは、第三国、当該第三国域内の領域若しくは一つ若しくは複数の特定の部門又は国際機関で、欧州連合又は欧州経済領域の一員ではないものをいいます。
 - m. 「**移転保護措置**」とは、GDPR に従い第三国に対する個人データの適法な移転を可能にする、SCC 以外の対応策をいいます。当該措置は、充分性認定、拘束的企業準則等を含みますが、これらに限定されません。
 - n. 「**トラスト・ポータル**」とは、<https://www.uipath.com/legal/trust-and-security> 又は後継ウェブサイトにおいて UiPath により随時提供及び変更される一連の文書及びポリシーであって、参照により本 DPA に組み込まれるものを総称していいます。



o. 「UiPath」とは、本 DPA 上の処理者である UiPath 株式会社、UiPath Inc.及び UiPath SRL をいいます。

2. 目的及びガバナンス

2.1 目的 管理者及び処理者は、個人データ保護に関する法的要請に従い、また、主契約の履行により処理される個人データの保護に関するそれぞれの責任を定めるために、本 DPA を締結しました。当事者らは、本 DPA に基づき、お客様が管理者として行為し、UiPath が処理者として行為することに合意します。但し、お客様が個人データの一部又は全部の処理者である場合はこの限りではなく、その場合、UiPath は復処理者となります。管理者は、個人データが主契約の履行又は本クラウドサービスへのアクセスの前提条件ではないことを確認しますが、各本クラウドサービスの特性に鑑み、個人データが処理者に移転される場合があることを了解します。UiPath は、管理者が、一般的な利用のために提供される本クラウドサービスを介して一部の個人データを UiPath に移転する可能性があることを理解していますが、以下のとおり、かかる移転が制限される場合があります。

2.1.1 UiPath は、管理者及びデータ主体に対する配慮から、プレビュー、早期アクセス又は評価のために UiPath が提供する製品又はサービスで個人データを使用することを契約上禁止又は制限する可能性があります。UiPath はその詳細を当該製品又はサービスの利用規約に定めています。

2.1.2 制定法により、もっぱら一定の手続（データのローカライゼーション、認証、適切な規制機関への登録等）に従うことを条件として、個人データのプロバイダーへの移転は認められているものの、かかる手続が適用ある文書において UiPath が定めたとおり履行されない場合、個人データの使用は認められず、管理者は、個人データの使用及び UiPath への移転をしてはなりません。

2.2 ガバナンス 本 DPA は、主契約及び本 DPA に基づく合意に従い、もっぱら管理者が利用する処理者の本クラウドサービスについて、もっぱら管理者から処理者に個人データが移転される場合を対象に適用されます。管理者は、処理のために送信された個人データに対する完全な支配権を有し、適用あるデータ保護法令を遵守し、本クラウドサービスの利用が自らの遵守義務及び契約上の義務に準拠しているか否かを評価する責任を負います。本 DPA は以下のデータ等には適用されません。

2.2.1 管理者が第三者のクラウドインテグレーションを利用することに伴い処理された個人データ。当該個人データは、第三者クラウドインテグレーションの規約及びプライバシーポリシーに服します。

2.2.2 UiPath がサポートサービスの提供に関連して受領したデータ。当該データはトラスト・ポータル上で閲覧可能なサポート条項に服します。

2.2.3 UiPath がプロフェッショナル・サービス（インプリメンテーション、トレーニング等）の提供に関連して受領したデータ。但し、プロフェッショナル・サービスの提供が、UiPath への個人データの移転なくしては実行できず、結果的に本 DPA の規定が適用される場合はこの限りではありません。

2.2.4 UiPath 自身又は UiPath に代わる処理者がホスティングしない UiPath 提供製品及びサービスで、お客様から UiPath への個人データの移転を伴わないもの。

3. DPA の対象

3.1. 管理者から処理者へ 適用あるデータ保護法令に従い、当事者らは、お客様が、本クラウドサービスの利用によってお客様から処理者に移転される個人データの管理者であることに合意します。

3.2. 適用範囲 本 DPA は、当事者らの一般的な権利及び義務並びに本 DPA に添付の別紙 A（処理の詳細）に詳述されている、個人データ処理に関する具体的な情報及び詳細（すなわち目的、期間、各処理の性質及び目的、個人データの種類並びにデータ主体）について規定しています。別紙 A（処理の詳細）に記載される処理の詳細の変更は、管理者からの書面による指示に基づいてのみ行うことができます。

4. 管理者の指示に従った処理

4.1. 管理者の指示 処理者は、管理者から書面で受領する指示に規定される制限に従い、かつ、かかる制限の範囲内において個人データを処理する必要があり、かかる制限は、第三国への個人データの移転に関するものを含みます。処理者は、管理者の



指示又は管理者から受領した指示の実行が適用あるデータ保護法令に違反するか又は違反するおそれがあると認められた場合、管理者に対し、遅滞なく通知します。

4.2. 処理の記録 UiPath は、GDPR 第 30 条(2)に基づき要求される個人データに係る記録を保管するものとし、管理者に代わり行う個人データの処理に該当する限りにおいて、要求に応じて管理者がかかる記録を入手できるようにするものとします。

5. 機密性の維持及びセキュリティ

5.1. 機密性の維持 処理者は、個人データ及び処理活動の機密性を保持します。処理者は、処理者による個人データの処理を担当する者（従業員、請負業者又は復処理者のいずれか）が個人データの機密性の維持を行うことを保証するものとします。

5.2. 処理の保護 処理者は、技術水準並びに個人の権利・自由に関するリスクの程度及び重大性を考慮し、自らが行う個人データ処理の保護に係る十分な水準を保証するため、トラスト・ポータルに反映されている ISO 27001 又は産業情報に関する類似のセキュリティ基準に沿って、技術的かつ組織的な慣行を実施します。処理者は、処理活動のセキュリティ水準が低下しない限りにおいて、自らの慣行を修正又は更新する権利を有します。処理者の慣行にかかわらず、管理者は、自己の認証情報及び／又は自己の管理下にあるコンポーネントのうち個人データ部分を保護し、本クラウドサービスの利用時にプライバシー及びセキュリティに関する義務が履行されているか否かを評価する責任を負います。

6. 処理者の義務

6.1. 個人データへのアクセス 処理者は、適用あるデータ保護法令（GDPR 第 12 条第 5 項を含みますが、これに限られません。）に規定される制限に従い、かつ、かかる制限の範囲内で、個人データへのアクセスに係る以下の義務を履行します。

6.1.1 処理者は、データ主体から、適用あるデータ保護法令に基づく自らの権利を行使する旨の要求を受領した場合、速やかに管理者に知らせるものとします。

6.1.2 処理者は、技術的に可能な限りにおいて、個人データの抽出、削除その他個人データに関する作業にあたり管理者を支援するものとし、又は、可能な場合、個人データについて上記の作業を行う能力を管理者に提供するものとします。

6.1.3 処理者は、各本クラウドサービスの技術的な能力に応じて、商業的に合理的かつ適時の支援を管理者に提供するものとし、かかる提供は、(i)適用あるデータ保護法令に基づくデータ主体の権利を行使するためのデータ主体からの要求及び(ii)個人データの処理に関連してデータ主体又は監督機関から受領したその他の問合せ又は苦情に管理者が対応できるようにするために行われるものとします。

6.2. インシデント 処理者は、管理者が適用あるデータ保護法令に基づく個人データ侵害報告義務を履行できるよう、インシデントの発生を認識してから不当な遅滞なく管理者に通知を行うものとし、合理的な情報及び協力を管理者に提供するものとします。当該通知は、管理者が提供し、処理者の記録から入手可能な電子メールアドレス宛に送信されるものとします。管理者は、適切かつ最新の連絡先情報を提供することに責任を負います。当事者らは、インシデントの通知のみによって、インシデントに対する責任又は過失を処理者が認めたことにはならないことに合意します。管理者は、個人データ侵害の通知に関する自らの法的義務を履行する責任を負うことを確認します。インシデントが発生したと管理者が疑う場合、管理者は、不当な遅滞なく、処理者に対し privacy@uipath.com 宛に通知するものとします。

6.3. 支援 処理者は、管理者から書面の要求があった場合、個人データの処理の結果又は影響評価の実施及び監督機関との協議において管理者に合理的な支援を提供するものとします。処理者は、本 DPA に含まれる処理活動に関し、監督当局が直接処理者に連絡した場合、管理者に対し、遅滞なく通知します。

7. 管理者の権利

7.1. 遵守の証明 処理者は、管理者から合理的な書面による要求があった場合、年に 1 回を上限として、(a)管理者から提供された書面によるセキュリティに関する質問票への回答又は当該質問票により要求される情報の参照先、(b)本 DPA の遵守状況の評価に必要な、個人データの処理に関する処理者の技術的かつ組織的な慣行の説明を、不当な遅滞なく管理者に提供します。

7.2. 監査 立入監査又は遠隔監査が本 DPA 遵守状況の確認に必要であると、管理者が合理的かつ誠実に考える場合、管理者は、管理者又は第三者が監査を行うよう要求することができます。但し、以下の条件が適用されます。

- 7.2.1. 監査計画は、当事者らにより、また、該当する場合は、第三者監査人により、提案された監査日の 8 週間前に合意されていなければなりません。当該監査計画には、監査の範囲、期間、第三者監査人及び当該監査開始日が記載されるものとし、当該監査計画は、処理者の従業員及び取引相手方に対する処理者の機密保持義務及びセキュリティ上の義務が確保されるよう限定されるものとします。
- 7.2.2. 監査計画に記載された監査の範囲が、管理者の監査要求から 12 か月以内に行われた ISO、SOC 又はそれに類似する適正な第三者の検証報告においても取り扱われている場合、管理者は、当該報告及び検証されたデータ保護／セキュリティ対策の内容に重大な変更がない旨の処理者による確認に同意及び依拠すること、したがって、監査は行われぬことに同意します。
- 7.2.3. 監査は、処理者の方針に従い、1 年に 1 回を上限として行うことができ、かつ、営業時間内に実施されなければならない、処理者の事業活動を妨害してはなりません。
- 7.2.4. 監査は、機密保持契約が第三者監査人との間で締結された場合のみ行うことができ、監査結果は機密に保持され、処理者の授権代表者の書面による同意なく第三者に共有されません。
- 7.2.5. 当事者らを拘束する制定法により禁止される場合を除き、管理者は、処理者に対し、監査報告の写しを無償で提供しなければなりません。
- 7.2.6. 監査は、管理者の費用負担で行われ、処理者は、合理的な協力及び支援を提供します。

8. 復処理者

8.1. 任命及び授権 処理者は、本クラウドサービス又はその一部の提供のために、復処理者一覧に記載の復処理者が提供する一定のサービスを利用することができます。また、処理者は、本クラウドサービスの提供に関連して、他の第三者を復処理者として起用ことができ、復処理者は、他の第三者の復処理者を起用することができます。処理者は、本 DPA において処理者について定めたものと同一の機密保持義務及び個人データの保護に関する十分な保証を復処理者にも遵守させます。管理者は、GDPR 第 28 条に従い、(i)復処理者の任命、起用及びサービスの利用並びに(ii)復処理者による処理者に代わっての個人データ処理活動の実行に係る包括的な書面による授権をここに付与します。

8.2 復処理者の変更 処理者は、復処理者を変更しようとする場合、管理者が提供し、処理者の記録から入手可能な電子メールアドレスに宛てて管理者に書面の通知を送信します。管理者は、適用あるデータ保護法令上正当な理由があることを条件として、処理者から変更の通知を受信した日から 30 日以内に、privacy@uipath.com に宛てて処理者に書面の通知を送信することにより、当該変更に関する異議を申し立てるとともに、該当する本クラウドサービスを終了することができます。上記の書面通知には少なくとも(i)終了予定の本クラウドサービスの名称及び(ii)終了日（処理者が管理者に通知を行った日から 30 日以内の日）を記載するものとします。管理者は、主契約の解除（但し、新たな復処理者が起用される予定の本クラウドサービスに限定されます。）が、復処理者の変更に関する異議がある場合における、管理者の唯一かつ排他的な救済措置であることを確認します。処理者は、本条に基づく異議及び終了の書面通知を受信しなかった場合、管理者が復処理者の変更を承諾したものと誠実にみなすものとします。管理者は、処理者の通知の日付から 30 日以内であれば、異議に対する解決策を当事者らの間で誠実に協議するよう要請することができます。かかる協議は、異議申立期間を延長するものではなく、30 日間が経過した後新たな復処理者を起用する処理者の権利には影響を与えないものとします。

8.3. 復処理者の強制変更 復処理者の変更手続について定めた上記の規定にかかわらず、処理者は、変更理由が処理者の合理的な支配の及ばないものであり、規制、セキュリティ、システム保全、事業継続の目的上又はその他の緊急の理由により、速やかな交代が必要とされる場合には、管理者に事前の通知を行うことなく復処理者を交代させることができます。処理者は、かかる変更後可能な限り速やかに、復処理者の交代について管理者に通知するものとし、上記の手続が準用されます。

8.4. 関係会社 復処理者の変更手続について定めた上記の規定にかかわらず、管理者は、処理者が自己の関係会社を復処理者に起用することを確認し、これに同意し、GDPR 第 28 条に基づく書面による授権をここに付与します。処理者の関係会社の一覧 (https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/UiPath_Group_Entities.pdf) は、トラスト・ポータル又は後継ウェブサイト上で保管されます。



8.5. ホスティング・ロケーション 本クラウドサービスにおいて管理者がアップロードする個人データは、復処理者一覧に明示される地域においてホストされます。特定の本クラウドサービスにおいて技術的に実行される場合、管理者は、当該本クラウドサービスにおいて使用される個人データのホスティング・ロケーションを設定することができますが、バックアップについては、異なる設定がなされる可能性があります。

9. 個人データの越境移転

9.1. 移転保護措置 UiPath は、本 DPA に従い、かつ、データ保護法令上許可されるところにより、移転保護措置を行うこと及び全ての移転が移転保護措置に基づく旨保証することによってのみ、管理者又は本クラウドサービスを利用する管理者の関係会社が所在する国以外でも個人データを処理します（復処理者を起用して行う場合を含みます。）。

9.2. SCC UiPath が第三国に所在しておらず、データ輸出者として行為する場合、UiPath は、第三国に所在するデータ輸入者としての各復処理者との間で SCC を締結しており、又は、かかる各復処理者に係る移転保護措置に依拠します。適用あるデータ保護法令の定めに従い移転保護措置を提供できず、処理者が第三国に所在する場合、本 DPA に SCC が組み込まれます。当事者らは、本 DPA を締結することにより、「データ輸入者」としての処理者と「データ輸出者」としての管理者との間で SCC が締結されることに合意し、SCC は、本 DPA に組み込まれ、本 DPA の一部とみなされます。

9.3. 処理の内容 SCC 並びにその付属書類 I 及び II により要求される詳細は、後記別紙 B に記載のとおりです。

9.4. SCC の修正 処理者が管理者に別段の通知をする場合を除き、効力発生日後に欧州委員会が SCC を修正した場合、当該修正後の SCC は、本条に基づき、当事者間で締結した SCC に優先し、取って代わるものとします。また、管轄権を有する裁判所又は監督機関が（理由の如何を問わず）本 DPA に記載の対策について、第三国への個人データの適法な移転において依拠することができないと命令する場合、管理者は、処理者が適法な移転を可能とするために合理的に求められる追加措置又は保護措置を実施することができることに同意します。

10. 有効期間及び終了

10.1. 有効期間 本 DPA は、効力発生日に効力を生じ、管理者が主契約に基づき本クラウドサービスを利用する限り有効であり続けますが、主契約の期間を超えることはありません。当事者らは、書面により本 DPA の終了を合意することができます。

10.2 終了の効果 主契約の終了に伴い、また、管理者の書面による明示的な指示に基づき、処理者は個人データ（メタデータを含みます。）が、管理者の要求に従い、削除されるか、又は手動で若しくは技術的に可能であれば該当する本クラウドサービスからの直接的な出力により、管理者に返還されるよう確保します。主契約の終了時に管理者からの書面による指示がなかった場合、当事者らは、本条が、管理者から処理者への主契約の終了後合理的な期間内に適用あるデータ保護法令に従い個人データを削除するようこの指示の通知を構成することに合意します。但し、適用ある法律により保存を要求される場合又は本クラウドサービスの機能により個人データがバックアップシステムにアーカイブされていた場合には、この限りではありません。

11. 責任

11.1 責任 各当事者は、本 DPA に基づく自らの作為及び／又は不作为について責任を負います。処理者は、自らが任命した復処理者が遵守を怠った義務の履行につき、管理者に対して一切の責任を負い続けるものとします。

11.2 責任の制限 当事者らを拘束する適用ある法令により別段禁止される場合を除き、主契約に定める損害賠償の免責が本 DPA に基づく責任に適用され、本 DPA に起因又は関連する全ての（個別の及び総合的な）違反及び請求、並びに本 DPA により企図される全てのデータ処理活動についての各当事者及び／又はそれぞれの関係会社の責任の合計額は、主契約に定める責任の上限又は制限を超えないものとします。本制限は、当該請求が、契約、違反又は不法行為のいずれに起因するか及び責任の根拠にかかわらず適用されます。当事者らを拘束する適用ある法令により別段禁止される場合を除き、いずれの当事者も、特別損害、間接損害、精神的損害、派生的損害、付随的損害若しくは懲罰的損害、利益の損失、評判の失墜、使用機会の喪失若しくは収益の喪失、又は事業の中断について、当該当事者がその可能性について通知されていたか否かにかかわらず、他方当事者に対する責任を負いません。



12. 雑則

12.1 主契約 本 DPA は、主契約に基づく当事者らの権利及び義務を免除するものではなく、主契約は引き続き有効に存続します。本 DPA は、参照により主契約に組み込まれ、その一部を構成します。

12.2. 準拠法 本 DPA は、適用あるデータ保護法令により別段明示的に規定される場合を除き、ルーマニアの法律に従って解釈されるものとします。本 DPA に関連して紛争が生じ、当事者らがこれを円満に解決することができない場合は、ブカレストの裁判所の専属的管轄権に服します。

12.3. 完全合意 本 DPA は、その対象事項に関する当事者間の完全なる合意を構成し、当該事項に関して当事者間で従前に交わされたあらゆる書面若しくは口頭の合意又は本 DPA において当事者らが付与し若しくは負う権利義務に関する矛盾する規定に優先します。本 DPA に別段規定される場合を除き、本 DPA 及び別紙の変更又は修正は、書面によってなされ、両当事者が合意した場合に限り効力を有するものとします。

別紙 A
処理の詳細

処理者は、以下に定める詳細に従い管理者から受領した個人データを処理するものとします。

処理者の連絡先	privacy@uipath.com
処理の目的（理由）	当事者らが締結する主契約を履行するため。
処理の種類	電子的手段による。
処理期間	主契約の存続期間中及び主契約の期間満了から処理者の内部規程に従いすべての個人データが処理者の記録から削除されるまでの期間
処理する個人データの種類	管理者が主契約に基づき利用される各本クラウドサービスについて決定するデータの 種類
データ主体（例：従業員、お客様）	主契約に基づき本クラウドサービスを利用することにより管理者による処理者に対する 個人データ提供の対象となる個人
データストレージ/サーバーの場所	本クラウドサービスに適用されるデータ保管場所（管理者が利用する個々の本クラウドサービスにより異なります。）については、 https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/UiPath_Subprocessors.pdf からご確認ください。

別紙 B

標準契約条項並びに付属書類 I 及び II により要求される詳細

モジュールの選択		
標準契約条項	標準契約条項全体に適用あるモジュールとして、 <u>モジュール 2</u> （管理者から処理者への移転）が選択されている。	
オプションの選択		
第 9 条(a)	<u>オプション 2</u> （包括的な書面による授権）が選択されている（指定の期間を <u>30 日</u> とする。）。	
第 17 条	<u>オプション 1</u> が選択されている（指定の加盟国をルーマニアとする。）。	
第 18 条(b)	指定の加盟国をルーマニアとする。	
付属書類 I		
当事者一覧		
データ輸出者	身元：	お客様及びその関係会社
	連絡先：	データ輸出者の連絡先は主契約に記載する。
	本条項に基づき移転されるデータに係る活動：	主契約の履行のために必要とされる活動：主契約に基づく管理者の指示の実行、サービスの特性及び機能の継続的な改善、認定ユーザーへの連絡、本クラウドサービスに保存された個人データのバックアップ及び回復、セキュリティ、監視等
	役割：	管理者
データ輸入者	身元：	UiPath Inc.（又は第三国を拠点とする同社の関係会社のうちの 1 社）及びその復処理者
	連絡先：	privacy@uipath.com
	本条項に基づき移転されるデータに係る活動：	主契約の履行のために必要とされる活動：主契約に基づく管理者の指示の実行、サービスの特性及び機能の継続的な改善、認定ユーザーへの連絡、本クラウドサービスに保存された個人データのバックアップ及び回復、セキュリティ、監視等
	役割：	処理者
移転の詳細		
個人データが移転の対象となるデータ主体の種類	主契約に基づき本クラウドサービスを利用することによって管理者から処理者に個人データが提供される個人	
移転される個人データの種類	管理者が主契約に基づき利用される各本クラウドサービスについて決定する個人データの種類	
移転される機微データ	該当なし 主契約に基づく履行は、機微データの移転を必要としません。	
移転の頻度	個人データは主契約の有効期間中継続的に移転されます。	
処理の性質	当事者らの間で締結される主契約の履行に必要とされることによります。	
データ移転及び追加的な処理の目的	当事者らの間で締結される主契約の履行	



個人データの保存期間	個人データは、主契約の存続期間にわたり、また、DPA 第 10.2 条に従い保存されます。
復処理者への移転	復処理者の一覧及び復処理者によって履行される処理業務は、 https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/UiPath_Subprocessors.pdf . において閲覧可能です。
管轄監督機関	
データ輸出者による法令遵守を担保する責任を負う監督機関	管轄監督機関は、データ輸出者の設立国である EU 加盟国の機関又は法の作用により法令遵守を監督する権利を有するその他の監督機関とします。
付属書類 II	
技術的及び組織的な安全管理対策（データの安全性を担保するための技術的及び組織的な安全管理対策を含みます。）	
データ輸入者により実行される技術的及び組織的な安全管理対策の説明	処理者は、少なくとも、本 DPA 及びトラスト・ポータル（ uipath.com/legal/trust-and-security （又は後継ウェブサイト））に記載の技術的及び組織的な安全管理対策を維持します。